

# 伊丹市設備等導入補助金 よくある質問

令和4年10月12日更新

| 分類          | 質問   | 答え   |            |   |      |  |         |        |  |       |       |         |       |        |      |       |        |        |        |        |      |        |       |
|-------------|--|--|------------|---|------|--|---------|--------|--|-------|-------|---------|-------|--------|------|-------|--------|--------|--------|--------|------|--------|-------|
|             | 1 補助対象者は？  | <p>次に掲げる項目を満たす中小企業者です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者)</li> <li>・個人(税務署に開業届を提出している方)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の拡大、長期化または原油高や資源高騰の影響を受けている事業者</li> <li>・令和4年4月から申請日が属する月の前月までの任意の一月の売上げが平成31年から令和3年までのいずれかの年の同月の売上げと比較して10%以上減少している方。</li> </ul> <p>※上記の内容で、比較ができない創業者の方(令和4年3月31日までの創業者)または、過去1年1か月未満の間に事業形態の変更等をした方は、申請日の属する月の前月の売上げが、創業等した月の翌月(創業等した日が月の初日の場合は、当該属する月)から申請日の属する月の前々月までの任意の一月の売上げと比較して、10%以上減少していること。</p>  |            |   |      |  |         |        |  |       |       |         |       |        |      |       |        |        |        |        |      |        |       |
|             | 2 中小企業者とは？   | <p>中小企業基本法第2条第1項に規定する法人または個人事業主をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="758 943 1538 1227"> <thead> <tr> <th data-bbox="758 943 997 987">補助事業者の業種分類</th> <th colspan="2" data-bbox="997 943 1538 987">中小企業者(下記のいずれかを満たしていること)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="758 987 997 1032"></td> <td data-bbox="997 987 1236 1032">資本金の額又は</td> <td data-bbox="1236 987 1538 1032">常時使用する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="758 1032 997 1077"></td> <td data-bbox="997 1032 1236 1077">出資の総額</td> <td data-bbox="1236 1032 1538 1077">従業員の数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="758 1077 997 1122">①製造業その他</td> <td data-bbox="997 1077 1236 1122">3億円以下</td> <td data-bbox="1236 1077 1538 1122">300人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="758 1122 997 1167">②卸売業</td> <td data-bbox="997 1122 1236 1167">1億円以下</td> <td data-bbox="1236 1122 1538 1167">100人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="758 1167 997 1211">③サービス業</td> <td data-bbox="997 1167 1236 1211">5千万円以下</td> <td data-bbox="1236 1167 1538 1211">100人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="758 1211 997 1238">④小売業</td> <td data-bbox="997 1211 1236 1238">5千万円以下</td> <td data-bbox="1236 1211 1538 1238">50人以下</td> </tr> </tbody> </table> | 補助事業者の業種分類 | 中小企業者(下記のいずれかを満たしていること)   |      |  | 資本金の額又は | 常時使用する |  | 出資の総額 | 従業員の数 | ①製造業その他 | 3億円以下 | 300人以下 | ②卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 | ③サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 | ④小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| 補助事業者の業種分類  | 中小企業者(下記のいずれかを満たしていること)  |  |            |   |      |  |         |        |  |       |       |         |       |        |      |       |        |        |        |        |      |        |       |
|             | 資本金の額又は  | 常時使用する   |            |   |      |  |         |        |  |       |       |         |       |        |      |       |        |        |        |        |      |        |       |
|             | 出資の総額  | 従業員の数  |            |   |      |  |         |        |  |       |       |         |       |        |      |       |        |        |        |        |      |        |       |
| ①製造業その他     | 3億円以下  | 300人以下   |            |   |      |  |         |        |  |       |       |         |       |        |      |       |        |        |        |        |      |        |       |
| ②卸売業        | 1億円以下  | 100人以下   |            |   |      |  |         |        |  |       |       |         |       |        |      |       |        |        |        |        |      |        |       |
| ③サービス業      | 5千万円以下   | 100人以下   |            |   |      |  |         |        |  |       |       |         |       |        |      |       |        |        |        |        |      |        |       |
| ④小売業        | 5千万円以下   | 50人以下  |            |   |      |  |         |        |  |       |       |         |       |        |      |       |        |        |        |        |      |        |       |
| I 補助金 対象者関係 | 3 中小企業基本法上の「会社」の定義を教えてください。  | <p>会社法上の会社を指すものと解しています。</p> <p>また、下記の士業法人は、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっていると認められることから、中小企業基本法に規定する「会社」の範囲に含むものとして解しています。</p> <p>具体的には、以下のとおりです。(中小企業庁HP内 FAQ「中小企業の定義について」より)</p> <table border="1" data-bbox="758 1473 1538 1823"> <tbody> <tr> <td data-bbox="758 1473 933 1608">会社法上の会社等</td> <td data-bbox="933 1473 1538 1608">                     株式会社<br/>                     合名会社<br/>                     合資会社<br/>                     合同会社<br/>                     (特例)有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="758 1608 933 1823">士業法人</td> <td data-bbox="933 1608 1538 1823">                     弁護士法に基づく弁護士法人<br/>                     公認会計士法に基づく監査法人<br/>                     税理士法に基づく税理士法人<br/>                     行政書士法に基づく行政書士法人<br/>                     司法書士法に基づく司法書士法人<br/>                     弁理士法に基づく特許業務法人<br/>                     社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人<br/>                     土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)又は有限責任事業組合(LLP)は、中小企業基本法上の中小企業に該当しません。</p>                                      | 会社法上の会社等   | 株式会社<br>合名会社<br>合資会社<br>合同会社<br>(特例)有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律) | 士業法人 | 弁護士法に基づく弁護士法人<br>公認会計士法に基づく監査法人<br>税理士法に基づく税理士法人<br>行政書士法に基づく行政書士法人<br>司法書士法に基づく司法書士法人<br>弁理士法に基づく特許業務法人<br>社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人<br>土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人 |         |        |  |       |       |         |       |        |      |       |        |        |        |        |      |        |       |
| 会社法上の会社等    | 株式会社<br>合名会社<br>合資会社<br>合同会社<br>(特例)有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)  |  |            |   |      |  |         |        |  |       |       |         |       |        |      |       |        |        |        |        |      |        |       |
| 士業法人        | 弁護士法に基づく弁護士法人<br>公認会計士法に基づく監査法人<br>税理士法に基づく税理士法人<br>行政書士法に基づく行政書士法人<br>司法書士法に基づく司法書士法人<br>弁理士法に基づく特許業務法人<br>社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人<br>土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人 |  |            |   |      |  |         |        |  |       |       |         |       |        |      |       |        |        |        |        |      |        |       |

|                        |    |   |  |
|------------------------|----|---|--|
|                        | 4  | 本店や主たる事務所の所在地が市外でも申請できますか？                              | 申請事業者は、その所在地が市内・市外を問わず、市内に店舗・事業所を有する事業者となります。<br>なお、この補助金を活用して、補助対象経費である備品や設備の設置、または施工等を行おうとする場所が、市内の事業所・店舗であることが申請要件となります。      |
|                        | 5  | 本店や主たる事業所が伊丹市にある場合、市外の店舗・事業所でこの補助金を活用した事業を実施することができますか？ | 本店や主たる事業所が伊丹市にある場合であっても、市外にある店舗・事業所で実施する事業は、当該補助金の対象とはなりません。   |
|                        | 6  | 売上げを比較する対象期間内に事業承継しているが、同一法人として認めてもらえますか？               | 開業届等で承継前と承継後のつながりがわかれば認めることができます。  |
|                        | 7  | 市内で複数の事業所がありますが、それぞれで申請できますか？                           | 市内に複数の事業所がある場合でも、1事業者1回限りとなります。(下限10万円上限50万円)  |
|                        | 8  | 個人事業者ですが、事業所は市内にあります。代表者個人の住民票は市外です。申請できますか？            | 市内に事業所を有していれば対象となります。ただし、市内に住民票があっても、市外に事業所がある場合は、対象外となります。  |
| Ⅱ<br>補助金<br>対象物品<br>関係 | 1  | 〇〇の申請は可能ですか？  | ・今回の補助金事業は〇〇を購入、又は工事等を行えば<br>①事業の強化が見込める、又は<br>②コロナ感染対策が進む 事業が対象です。<br>申請書の、「3. 生産性(事業力)向上、又は、感染症対策の取り組みについて」の項に内容を記載し、申請してください。 |
|                        | 2  | 事業力を向上するための事業は、どのような経費が対象ですか。                           | ICT化、経営課題や職場環境の改善、業務効率化など自社の強みを向上させる取り組みであれば、補助対象経費となります。  |
|                        | 3  | 修繕費は、補助対象になりますか。  | 基本的に、購入費又は工事費を対象としていますが、比較して修繕の方が効果的と判断されるもので、事業力向上と認められるものは、対象となります。  |
|                        | 4  | 車両の購入経費は、補助対象となりますか？                                    | 事業力向上と認められる限り、対象となります。   |
|                        | 5  | クラウド型の会計ソフト等は、補助対象となりますか？                               | ・クラウド型のソフト(年や月の支払)は対象外となります。<br>・インストール型のソフト(パッケージソフト)の購入は、対象となります。  |
|                        | 6  | 事業力向上を目的として申請する場合、対象外となるのは、どのような場合ですか？                  | 個人に帰属する備品等の購入などは対象外となります。  |
|                        | 7  | 展示会の費用など補助の対象になりますか？                                    | 対象となりません。  |
|                        | 8  | エアコンの調子が悪いので、例にあるような申請をしたいが？                            | 単に買い替えるだけでは、補助対象外となります。事業力強化や感染対策に資する設備投資が対象となります。   |
|                        | 9  | テレワーク用のPCとソフトの購入を検討中。ソフトの購入費、セットアップ費、保守料(1年分)は対象となりますか？ | 保守料等が補助対象のPCなどセットであれば対象ですが、オプションの場合は補助対象外とします。   |
|                        | 10 | すでに着手している事業があるのですが、補助対象になりますか？                          | 補助金の交付決定以降に着手する事業が対象となりますので、交付決定前に着手した事業については、対象外となります。  |
|                        | 11 | 備品購入の場合で、設置費や運搬費が別途必要な場合、対象となりますか？                      | 大型の空調機のように設置工事や運搬が付随となるような備品については、対象経費となります。<br>※例: インターネットショッピングでの商品送料→対象外  |

|                              |    |  |   |
|------------------------------|----|--|---|
|                              | 12 | 備品購入の設置に伴う処分費が別途必要な場合、補助対象となりますか？                    | 対象外経費となります。<br>但し、撤去工事等、設置に伴い専門的工事が必要な場合は対象とします。(工事に付随しているもの。オプションではないもの。)  |
|                              | 13 | 投資する設備は、中古でも問題ないですか？                                 | 問題ありません。  |
|                              | 14 | HPの作成費は対象ですか？  | 対象外となります。   |
|                              | 15 | 買い替えは申請対象ですか？  | 対象外となります。但し、「事業力の向上」、「コロナウイルス感染症対策」に資する計画がある場合は対象となります。   |
| Ⅲ<br>申請書<br>関係               | 1  | 尼崎と伊丹に事業所がある、売り上げの確認資料は合算したものしかない、これで比較は可能ですか？       | 事業者単位での売り上げ比較となりますので合算したものを提出してください。但し伊丹の事業所への設備投資のみが補助対象となります。   |
|                              | 2  | 従業員数の確認書類は何を提出すればいいか？                                | 法人事業概況説明書に記載があります。無ければ、HPの会社説明、保険の通知、給与の申告等、その他確認できる書類の提出をお願いします。   |
|                              | 3  | 申請書の購入明細欄(5項目)をオーバーする場合どの様に書けば良いか？                   | 別途、用紙に書いて申請書に添付してください。  |
|                              | 4  | 機器の申請を予定しているが、工事費も可能ですか？                             | 付随する工事であれば可能です。   |
|                              | 5  | 購入先が大企業と中小企業が混在しても申請可能でしょうか                          | 可能です。但し補助率が変わりますのでご確認ください。  |
|                              | 6  | 電信申請(e-Tax)で開業届を出した場合、税務署の受付印が押された控えが出てこない、どうすればよいか？ | e-Tax内にて取得ができる電子申請等証明データシートで到達(受付)確認をしますので、そちらを提出してください。  |
|                              | 7  | 申請書の提出方法について郵送となっているが、持参でも可能ですか？                     | 申請書の提出は、郵送のみ受け付けています。   |
|                              | 8  | 開業届を紛失している場合は、どうすればよいですか？                            | 税務署で再発行が可能です。<br>税務署で再発行ができない旨案内がある場合は、開業届の再提出をしていただき、その控えをご提出ください。   |
|                              | 9  | 申請期間はどのようになっていますか？                                   | 申請期間は、令和4年9月1日(木)から令和4年11月30日(水)まで(必着)となっています。  |
| Ⅳ<br>発注、<br>施工、<br>支払い<br>関係 | 1  | 備品購入や改修工事等の補助事業に関して、発注先業者の指定はありますか？                  | 特にありませんが、補助対象経費の支払い先が、補助対象者と資本関係がある事業者、又は補助対象者の役員若しくは役員の属する企業等である場合は補助の対象外となります。また、<br>① 市内の中小企業者で施工、購入の場合は、補助率が2/3<br>② 市内の大企業や市外の事業者による施工又は購入の場合は、補助率が1/2となります。 |
|                              | 2  | 交付決定通知を受け取り、購入中ですが、対象品の型番が変わった場合どうすればよいですか？          | 自己都合での変更ではなく、申請の計画に変更がない場合は、特に手続きの必要はありません。<br>但し、補助金額の上限は決定通知の通りとなります。   |
|                              | 3  | 申請後、実行時に見積額から変化した場合、はどうすればよいですか？                     | ・金額増加の場合：<br>変更申請書(様式4)と、変更後の見積書を提出して下さい。<br>・金額減少の場合：<br>手続きは不要です。実際の支払い金額を補助します。  |
|                              | 4  | クレジットカードでの支払は可能か。                                    | 可能です。   |

|                   |   |  |   |
|-------------------|---|--|---|
|                   | 5 | 備品購入や改修工事等の補助対象事業を、自社発注として実施することは可能ですか。          | 自社への発注は、対象外となります。外注のみが対象となります。また、補助対象経費の支払い先が、補助対象者と資本関係がある事業者又は補助対象者の役員若しくは役員の属する企業等である場合も補助の対象外となります。 |
| V<br>報告書<br>関係    | 1 | 領収書の但し書きは狭い。3点の付属品の金額をまとめて1枚の領収書にして、明細で記述してもよいか？ | 内容が確認できるものであれば良いです。   |
|                   | 2 |  |   |
| VI<br>補助金事業<br>関係 | 1 | 1回目の申請が否認された場合、再度申請することは可能ですか？                   | 補助金の交付を受けていなければ申請は可能です。   |
|                   | 2 | 申請書の締切は11月30日ですが、発注はそれを過ぎても良いですか                 | 良いです。交付申請を11月30日までに提出いただき、交付決定後に事業を着手し、2023年1月31日までに、実績報告を提出してください。                                     |
|                   | 3 | 事業完了期日の制限はありますか。                                 | 令和5年1月31日までに、市に実績報告書を提出することができるものが対象となります。  |